

# 補助金見直しの基本方針

～計画的で効率的な地域経営の推進のために～



平成 2 3 年 2 月

江 田 島 市

## 1 はじめに ～基本方針策定の趣旨～

本市の補助金は、第1次江田島市行財政改革実施計画の取組により、旧町独自の制度廃止や小規模補助金の整理統合が図られたものがあるものの、合併調整時に抜本的な見直しがされないまま制度が引き継がれたものも多く、平成21年度の補助金総額は、約4億円となっており支出額は横ばいの傾向にあります。

平成22年5月に策定した「江田島市財政計画」では、財政健全化の取組が計画的に行われない場合の収支見通しとして、毎年5～6億円の財源不足が生じ、平成26年度までの累計財源不足額が約23億円になることが示され、財政健全化の取組の重要性が再確認されました。平成27年度以降、普通交付税の合併算定替え分（約13億円）の削減が段階的に始まりますが、これにかわる財源の確保は困難なことから、今後の財政運営は一段と厳しさが増すことが予想されます。

これまで補助金は、市が行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで、重要な役割を果たしてきました。しかし、一旦制度化されると交付が長期化し、かつ固定化する傾向があるため、今後、市の収入の伸びが期待できない状況においては、補助金交付制度全般にわたる硬直化が懸念されます。そこで、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな施策に対して効果的・効率的に補助金を交付するためには、既存の補助金の見直しが必要となってきます。

また、当然ながら補助金は市民の税金をもって交付されているものであり、すべて市民に情報を開示し、透明性・公平性が確保されなければならず、見直しにあたっては、補助金交付の理念、即ち、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、自助努力を行っても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に立ち返る必要があります。

以上の考え方にに基づき、市民に開かれた制度とするとともに適正かつ効果的な交付を行うために、本年度策定した第2次江田島市行財政改革実施計画では、「行政の公益性・公平性を高め、補助金の本来の目的と効果を検証するため、所管課による補助金の必要性・妥当性・効率性・公平性といった観点から自己評価を行い、補助金の有効性や課題を抜本的に見直す。」と明記しています。

本方針は、補助金の見直し作業を進めるガイドラインとして基本的な考え方を示したものです。今後はこの方針に基づき、補助金が時代の変化に対応した適正な制度として効率的に機能するよう、これに基づく補助金の抜本的な見直しを行います。

## 2 補助金の課題

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」と規定されており、補助金の交付にあたっては客観的な「公益性」があることが基本的な条件となります。

現在、本市が交付している補助金のほとんどが自由度の高い市の単独補助であり、その実施に当たっては高い透明性が求められるため、補助金に関する事務手続き及び事業趣旨や内容、交付対象やその基準は明確にしておく必要があります。

しかしながら、団体運営補助金をはじめとする多くの補助金で、個別の交付要綱を設けるなど客観的な基準を明確にしていないものなども見受けられるなど、次のような課題があります。

### (1) 補助の長期化による既得権化

いったん補助をはじめると補助目的、団体の活動目的等が既に達成している場合でも、一定の額の補助が長期化することが多く、補助の必要性や効果が明確でなくなり、全体の公平性が失われるとともに公益性が薄れ、社会情勢が変化してもなかなか見直せないことがあります。

特に長期にわたり交付されている補助金は、当初の交付目的が希薄化している場合や既得権化につながる場合があります。

### (2) 交付団体の自立の阻害

運営費補助を交付される団体の中には補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になりがちになり、自立を阻害していると思われるものがあります。

### (3) 補助の根拠

補助金の支出根拠となる要綱等が整備されていない場合があります。

### (4) 補助の適正な執行

交付された補助金の使途について、真に補助の目的に合致しているのかをすべて確認できているとは限りません。

また、補助率が極めて高いもの、補助対象団体の決算に多額の繰越金が生じているもの、補助対象経費が不明確なものなどが見受けられます。

### (5) 統一した交付基準の作成

事業の公益性や団体の適格性などの基準について統一的な定めがないものがあります。

### (6) 交付手続き・補助の効果の明確化

補助金が交付される過程や、補助による効果の説明が不十分なものがあります。

### 3 補助金の見直しの基本的な視点

このような課題を解決し、市民に開かれた透明性のある制度とするために、補助金を見直しする際の基本方針を策定し、この方針に定める基準に従い、交付対象事業、審査の方法や採択過程などをわかりやすく明確化・体系化していきます。

#### (1) 見直しを行う範囲

見直しを行う補助金とは、地方自治法第232条の2の規定に基づいて公益上必要がある場合に市が交付する補助金とします。

ただし、当該年度限りであるもの、国県等の補助に伴い義務的に交付しているもの、その他見直しの対象にならないものについては、対象としません。

#### (2) 見直しの視点・方向性

補助金の見直しについては、「江田島市行政評価システム」等を活用し、行政として対応すべき補助の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、補助の方向性（継続、整理・統合、減額、廃止等）と具体的な見直し策を検討します。

##### ① 全ての補助金についてゼロベースで見直す

現在ある全ての補助金について一旦白紙に戻し、ゼロベースで見直すとともに、終期を設定し、定期的に見直しを行う仕組みづくりをします。

##### ② 補助事業内容の見直し

事業内容の公益性が高く、市民のニーズに合っているか、さらに使途が適切であるかなど、その内容を見直すことにより、単に補助金の削減そのものが目的でなく、交付する事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図ります。

##### ③ 補助の根拠の明確性

補助金の支出根拠となる要綱等が整備されていない場合は、補助の根拠、基準を明確にしたものを早急に作成し、作成できないものは補助を廃止します。

##### ④ 補助の成果

補助の成果を客観的に評価し、補助の成果があるものについても、類似目的を持つ補助金の整理統合や、下部組織を含む同一団体に対する複数の補助金の整理統合を図るなど、補助内容を見直すことで、さらに成果を上げることができないかを検討します。

##### ⑤ 運営費補助のあり方

設立後間もない団体については、組織力や運営基盤が脆弱である場合、自立できるまでの一定期間について、運営費補助も必要です。運営費補助は補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、収支決算書等により対象経費の適否を確認し、必要最小限の補助とします。また、終期を設定し、段階的に減額します。

#### ⑥ 「補助」から「協働」への転換

現在、補助金として交付しているもののうち、可能なものについては、団体・市民との協働の観点から、事業等を委託することとし、交付の透明性を高めるとともに、団体等の育成を図ります。

#### ⑦ 統一した交付基準の作成

事業の公益性や団体の適格性などの基準について統一的なものがないため、客観的に判断する基準を作成し、公平・公正な補助金の交付を行います。

#### ⑧ 補助金の公募制の導入

市民と行政の協働を推進していくため、市民活動への支援策として、市民自らが企画する公募型補助金の導入を検討します。

#### ⑨ 情報公開の徹底

補助金の目的、事業内容・効果については、市民へ情報を積極的に公開します。

## 4 補助金交付基準

補助金の状況について、評価を行うにあたり、現在ある全ての補助金をゼロベースで見直すことを基本に、補助金を交付する上での基本的な考え方を示す「江田島市補助金交付基準」を策定するとともに、別に定める「補助金現況調査」及び「補助金評価表」により、総合的に補助金の評価を行うこととします。

### (1) 事業の公益性

- ① 江田島市総合計画の政策及び施策の目的達成に貢献しているものであること。
- ② 住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められ、特定の者のみの利益に供するものでないこと。
- ③ 行政が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要であること。

### (2) 事業の効果性

- ① 補助による市民の福祉の向上や利益の増進について客観的な効果が認められること。
- ② 市民と行政との役割分担・協働の観点から、真に市が補助すべき活動であること。
- ③ 事業の目的、内容等が現下の社会経済状況に適合し、かつ市民ニーズに合致したものであること。
- ④ 具体的な達成目標や期限が明確にされていること。

### (3) 団体等の適格性

- ① 補助金の交付が法令、条例、規則、要綱等に基づくものであること。

- ② 補助を受けている団体等が公共的性格を有し、事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- ③ 団体等の会計処理及び使途が適切に行われていること。
- ④ 補助を受けている団体等が事業成果の把握や会費の徴収を含めた自主財源の確保に努力していること。
- ⑤ 運営費補助については、収支決算書等により対象経費の適否を確認し、必要最小限の補助とすること。
- ⑥ 団体等の事務を市で直接担当している場合は是正すること。

#### (4) 補助対象経費の明確化

次に掲げる経費は補助対象としないものとします。

- ① 交際費、慶弔費、飲食費等の団体運営に係る経費
- ② 補助事業と直接関係のない慰労的視察旅費
- ③ 他の団体等への助成金
- ④ その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費

#### (5) 補助率及び補助額の適正化

- ① 補助率については、交付の目的及び対象などを検証の上、補助金ごとに定めることとするが、原則として対象経費の2分の1以内とすること。
- ② 補助率等が近隣他市と比較して高い場合は、見直しを行うこと。
- ③ 国や県の補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り、上乘せ補助は行わないこと。

#### (6) 終期の設定

- ① 同一団体等に対する補助金の交付は、原則として5年以内の終期を設定し、引き続き交付が必要な場合は必ず見直しを行うこと。
- ② 国や県の制度による補助については、その制度の終了と合わせて、原則として補助制度を廃止すること。
- ③ 目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できないと認められる事業・団体への補助については、打ち切り又は補助制度を廃止すること。
- ④ 団体運営に対する補助については、自立に向けての具体的な対策を明確にした上で、補助の継続を検討すること。

#### (7) 補助金額の下限

補助金額については、個人に対する制度的な補助を除き、原則として、5万円以上とすること。

#### (8) 類似する補助金の整理・統合

補助の目的や対象などが類似する補助金については、可能な限り、廃止を含めて整理・統合すること。

## 5 補助金見直し基準

補助金交付基準や「江田島市行政評価システム」等による評価に対し、見直し基準を策定し、補助の方向性を具体的に示し、最終的な総合評価を行います。

### (1) 継続すべきもの

- ① 補助金交付基準に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの
- ② 法令等により市が補助することが義務付けられているもの
- ③ 国、県の補助金を財源の一部とする事業のうち、市の負担が義務的であるもの
- ④ 他市町との協議等により市の負担が決定しているもの
- ⑤ 建設費等に対する補助で契約書、債務負担行為等により市の負担が決定しているもの
- ⑥ 行政目的を達成するために、市が実施すべき事業を補完して実施しているもの

### (2) 整理・統合すべきもの

- ① 類似団体への補助や同一目的の複数補助があるなど、整理・統合が必要と認められるもの

### (3) 減額・上限設定すべきもの

- ① 独自収入や繰越金などが比較的多いことから、減額すべきと考えられるもの
- ② 団体等の運営経費のうち交際費、慶弔費、飲食費等へ支出しているもの
- ③ 直接事業に係らない視察旅費へ支出しているもの
- ④ 他の団体等への助成金を支出しているもの
- ⑤ その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費に支出しているもの
- ⑥ 補助率が対象経費の2分の1を超えているもの
- ⑦ 近隣他市と比較して高額のもの
- ⑧ 会費を徴収しておらず、補助に頼っているもの

### (4) 終期を設定すべきもの

- ① 自助、自立が見込まれる団体等で補助の目的を達成しつつあるもの
- ② 将来的に補助の必要性がなくなるもの

### (5) 廃止すべきもの

- ① 総合計画の目的達成に貢献していないもの
- ② 施策の浸透、普及等により、補助の目的が達成されたもの
- ③ 補助金の支出根拠となる要綱等が整備される見込みのないもの
- ④ 少額補助金（1件当たり概ね5万円未満）
- ⑤ 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの
- ⑥ 長期にわたり継続して補助しているもののうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的が曖昧になっているもの

⑦ その他，交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対して補助するもの

(6) その他

① 補助の必要性はあるが，改善すべき事項があり見直しを必要とするもの

■補助金見直しの基本方針及び行政評価システム導入スケジュール

区分	江田島市財政計画	第2次江田島市 行財政改革実施計画	江田島市総合計画 基本計画・実施計画
平成22年 5月	○財政計画策定 (H22~H26)	○実施計画策定 (H22~H26)	○実施計画見直し (H22~H26)
平成22年11月	○平成23年度 予算編成方針発表	●「行政評価」試行導入準備 内部組織による 「行政評価(事業見直し)」実施	
平成23年 1月	○平成23年度予算編成	●行政評価を受けた事業の 「事業検討報告書」提出	○基本計画見直し
平成23年 2月	①「補助金見直しの基本方針」「行政評価システム導入の基本方針」策定		
平成23年 4月	○平成23年度予算執行		
5月	②補助金交付基準による「補助金現況調査」	③「補助金評価票」又は「事務 事業評価票」作成	②実施計画見直し 「事業整理表」修正
6月	実施	④「1次評価」実施	
7月		⑤「2次評価」実施	
8月		⑥行政評価を受けた事業の 「事業検討報告書」提出	
9月		⑦「3次評価(幹部会議)」	
10月	⑧「補助金の見直し」		⑧実施計画見直し 「事業整理表」修正
11月	⑨H24年度 予算編成方針策定発表		
	⑩平成24年度 予算編成		
平成24年 2月	「行政評価システム」見直し		
平成24年 4月	「補助金見直しの基本方針」に基づく補助金制度の本格導入		

